

加美町こどもまんなか応援手当支給事業給付金交付要綱の制定について

加美町こどもまんなか応援手当支給事業給付金交付要綱を次のように定める。

加美町長 石 山 敬 貴



加美町こどもまんなか応援手当支給事業給付金交付要綱

令和8年1月15日

加美町告示第5号

(目的及び支給)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、加美町こどもまんなか応援手当（以下「本給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基準日)

第2条 本給付金に関する基準日は、令和8年1月1日とする。

(支給対象児童)

第3条 本給付金の支給対象となる児童（以下「支給対象児童」という。）は、平成19年4月2日以降に出生した者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 基準日において加美町に住所を有する者

(2) 基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に出生し、かつ加美町の住民基本台帳に記録された者

(支給対象者)

第4条 本給付金の支給対象者は、原則として支給対象児童の児童手当を受給している父母等をいう。

(本給付金の額)

第5条 本給付金の額は、支給対象児童1人につき10,000円とする。

(支給の方法)

第6条 本給付金の支給は、原則として児童手当が支給されている金融機関の口座へ振込むものとする。なお、物価高対応子育て応援手当が本町より支給される場合は当該口座へ併せて振込むものとする。

(受給権の確認及び支給の決定)

第7条 町は、支給対象者を次のとおり区分して支給を決定する。

2 申請を要しない者（プッシュ型支給対象者）

(1) 支給対象者のうち、公簿等により支給資格及び振込口座を把握できる者に対し、申請を要することなく本給付金の支給を決定する。

(2) 前号の規定により支給を決定したときは、当該支給対象者に対し、加美町物価高対応子育て応援手当交付要綱（令和8年告示第2号）第11条に規定する様式（様式第4号）を準用し、これを申請者に通知するものとする。

3 申請を要する者

(1) 次に掲げる支給対象者は、別に定める申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

ア 第3条第2号に該当する児童の保護者

イ 支給対象児童の本給付金を受領すべき支給対象者で住所及び口座情報等が把握できない者

(2) 前号の申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

(3) 町長は、前項の規定により支給を決定したときは、加美町物価高対応子育て応援手当交付要綱（令和8年告示第2号）第11条に規定する様式（様式第4号）を準用し、これを申請者に通知するものとする。

（申請の受付期間）

第8条 前条第3項の規定による申請の受付期間は、令和8年2月1日から令和8年4月15日までとする。

（権利の放棄）

第9条 申請を要する者が前条に規定する申請期間内に申請を行わなかったときは、本給付金の受給に関する権利を放棄したものとみなす。

2 支給対象者が、加美町物価高対応子育て応援手当交付要綱（令和8年告示第2号）第4条に規定する様式（様式第1号）による受給拒否の届出書を提出した場合、本給付金受給に関する権利についても放棄したものとみなす。

（不当利得の返還）

第10条 本給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合は、支給決定を取り消し、既に支給した本給付金の返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本給付金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年1月15日から施行する。

様式第1号（第7条第3項関係）

加美町こどもまんなか応援手当支給事業給付金支給申請書

令和8年 月 日

加美町長 殿

申請（請求）者

住 所：

氏 名：

電話番号： — —

加美町こどもまんなか応援手当支給事業交付要綱第7条第3項により、下記のとおり申請いたします。

記

1. 対象児童

次の（1）又は（2）に該当する支給対象児童について記入して下さい。

（1）令和8年1月2日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

（2）支給対象者の氏名・住所・口座情報等が把握できない支給対象児童

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性 別	同居・別居 の別	住所 (別居の場合)
1			男・女	同居・別居	
2			男・女	同居・別居	
3			男・女	同居・別居	
4			男・女	同居・別居	
5			男・女	同居・別居	

2. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき1万円になります。

<裏面に続く>

<裏面>

3. 振込先（どちらかを選択）

- ☐ 加美町こどもまんなか応援手当支給事業交付要綱第7条第3項ア
（基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に出生し、かつ加美町の
住民基本台帳に記録された者）

物価高対応子育て応援手当申請時の振込金融機関口座を指定します。

- ☐ 加美町こどもまんなか応援手当支給事業交付要綱第7条第3項イ
（支給対象児童の給付金を受領すべき支給対象者で住所及び口座情報等が把握できない者）

金融機関 名	本・支店名	種別	口座番号							(フリガナ)
										口座名義人
銀行 農協 組合 金庫	本店	普通								()
	支店	当座								

添付書類：口座番号が確認できる通帳若しくはキャッシュカードの写し

貼 付 欄